

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	145	12. 8	職員	145	711	62. 8	職員
				計	145			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	105	9. 3	職員	105			
				計	105			
3 級	係長、主査又は副主査の職務	309	27. 2	副主査	210			
				主査	99			
				計	309			
4 級	主幹又は困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務	468	41. 3	主査	145	269	23. 7	係長級
				主事	7			
				主幹	3			
				係長	228			
				副グループ長	46			
				所長（係長）	1			
				第一係長	9			
				第二係長	9			
				副分署長	10			
				分署長	10			
				計	468			
5 級	課長、参与又は副課長の職務	32	2. 8	副課長	5	5	0. 4	副課長級
				課長	17	57	5. 0	課長級
				グループ長	5			
				参事	1			
				室長	1			
				所長（課長）	1			
				消防副署長	2			
				計	32			
6 級	副部長、市民センター長又は困難な業務を所掌する課長の職務	63	5. 6	課長	26			
				グループ長	3			
				事務長	1			
				事務局長	3			
				副室長	1			
				副局長	1			
				副部長	17			
				副消防長	2			
				会計管理者	1			
				市民センター長	8			
				計	63			
7 級	部長の職務	12	1. 1	部長	9	12	1. 1	部長級
				教育部長	1			
				局長	1			
				消防長	1			
				計	12			
	合計	1, 134	100. 1					

※育児休業代替任期付職員を含んでいます。

※再任用職員(24名)を含んでいます。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	0	0.0		0	63	100.0	職員
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員	0	0.0		0			
				計	0			
3 級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	14	22.2	副主任	3			
				主任	11			
				計	14			
4 級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	49	77.8	主任	49			
				計	49			
5 級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
	合計	63	100.0					

※再任用職員(10名)を含んでいます。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医師の職務	3	33.3	所長（課長級）	3			
				計	3			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	3	33.3	医師	2			
				所長（課長級）	1			
				計	3			
3 級	1 副院長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	2	22.2	所長（課長級）	1			
				副院長	1			
				計	2			
4 級	1 病院長の職務 2 困難な業務を分掌する副院長の職務	1	11.1	病院長	1			
				計	1			
	合計	9	99.9					

※所長(課長級)は、離島診療所の所長を指しています。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	0	0.0		0	8	88.9	職員
				計	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	11.1	職員	1			
				計	1			
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	5	55.6	職員	5			
				計	5			
4 級	相当困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	2	22.2	職員	2			
				計	2			
5 級	特に困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	11.1	係長	1	1	11.1	係長級
				計	1			
	合計	9	100.0					

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	看護師、准看護師及び保健師の職務	0	0.0		0	18	90.1	職員
				計	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	1	5.0	職員	1			
				計	1			
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	6	30.0	職員	6			
				計	6			
4 級	1 看護師長、主任看護師、保健師長及び主任保健師の職務 2 困難な業務を分掌する看護師、准看護師及び保健師の職務	12	60.0	職員	11	1	5.0	係長級
				係長	1			
				計	12			
5 級	困難な業務を分掌する看護師長及び保健師長の職務	1	5.0	副医局長	1	1	5.0	副課長級
				計	1			
	合計	20	100.0					

※再任用職員(1名)を含んでいます。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

企業職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階						
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	4	7.4	職員	4	35	64.8	職員						
				計	4									
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	7	13.0	職員	7				13	24.1	係長級			
				計	7									
3 級	係長、主査又は副主査の職務	19	35.2	副主査	8							2	3.7	課長級
				主査	10									
				係長	1									
				計	19									
4 級	主幹、困難な業務を分掌する係長又は主査の職務	18	33.4	主査	6	2	3.8	副部長級						
				係長	12									
				計	18									
5 級	課長若しくは参事又は副課長若しくは参与の職務	3	5.6	副課長	1				1	1.9	副課長級			
				課長	2				2	3.7	課長級			
				計	3									
6 級	次長又は困難な業務を所掌する課長若しくは参事の職務	2	3.7	次長	2				2	3.8	副部長級			
				計	2									
7 級	局長の職務	1	1.9	局長	1	1	1.9	部長級						
				計	1									
	合計	54	100.0											

※育児休業代替任期付職員を含んでいます。

※再任用職員(4名)を含んでいます。

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。

ボートレース企業局給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	0	0.0		0	14	56.0	職員
				計	0			
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	0	0.0		0			
				計	0			
3 級	係長、主査又は副主査の職務	11	44.0	副主査	6			
				主査	4			
				係長	1			
				計	11			
4 級	主幹、困難な業務を分掌する係長又は主査の職務又はこれらに相当する職務	9	36.0	主査	4	6	24.0	係長級
				係長	5			
				計	9			
5 級	課長若しくは参事又は副課長若しくは参与の職務	2	8.0	副課長	1	1	4.0	副課長級
				課長	1	3	12.0	課長級
				計	2			
6 級	次長又は困難な業務を所掌する課長若しくは参事の職務	3	12.0	課長	1	1	4.0	副部長級
				参事	1			
				次長	1	1	4.0	
				計	3			
	合計	25	100.0					

※構成比については、端数処理の関係上合計が100にならない場合があります。